



宮 崎 県 公 報

平成26年12月1日（月曜日） 第 2647 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 37,200 円

目 次

告 示

- 指定障害福祉サービス事業者の指定……………（障害福祉課） 1
- 保安林の指定予定の通知（5件）……………（自然環境課） 1
- 道路の区域の変更……………（道路保全課） 2
- 道路の供用の開始……………（ ” ） 2
- 屋外広告物講習会の運営に関する事務の委託…（都市計画課） 3

公 告

- ふぐ処理師試験の実施……………（衛生管理課） 3
- 保安林の皆伐面積の限度……………（自然環境課） 4
- 砂利採取業務主任者試験の合格者……………（産業振興課） 4
- 屋外広告物講習会の開催……………（都市計画課） 4
- 落札者等の公告…………… 5
- 選挙管理委員会告示**
- 不在者投票のできる施設の指定…………… 5
- 不在者投票のできる施設の指定変更…………… 5
- 不在者投票のできる施設の指定取消し…………… 7

告 示

宮崎県告示第 679号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成26年12月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510600259	風舎	日向市富高6522番地	社会福祉法人風舎	日向市富高6522番地	平成26年11月1日	就労移行支援 就労継続支援B型

宮崎県告示第 680号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年12月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市高崎町前田字山仁田迫3654-14（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 681号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年12月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市高崎町江平字温水原1596-2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 682号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年12月 1日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字村所字小山重235-28から 235-30まで
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 683号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年12月 1日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字立山5858-1・5858-2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
 - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 684号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産

大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年12月 1日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北浦町三川内字本谷5631-1、字小野之谷5675
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 685号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年12月1日から平成26年12月15日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月 1日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	国道 388号	東臼杵郡美郷町西郷田代字長崩46	旧	16.1～35.2	66.7
			42番2地先から同郡同町西郷田代同字4642番1地先まで	新	17.6～35.7	

宮崎県告示第 686号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年12月1日から平成26年12月15日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月 1日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 388号	東臼杵郡美郷町西郷田	平成26年12月 1日

代字長崩46
43番4地先
から同郡同
町南郷水清
谷字赤木17
18番3地先
まで

受験人数
次第で27
日のみと
なること
がある。
実技の日
時につい
ては、後
日送付す
る受験票
で通知す
る。）

宮崎県告示第 687号

宮崎県屋外広告物条例（平成5年宮崎県条例第13号）第34条第2項の規定により、同条第1項に規定する講習会の運営に関する事務を次のとおり委託する。

平成26年12月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 委託の相手方

宮崎市阿波岐原町前浜4276番地75
宮崎県広告美術協同組合

2 委託期間

平成26年12月8日から平成27年2月27日まで

公 告

ふぐ取扱条例（昭和33年宮崎県条例第29号）第10条の規定により、平成26年度ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

平成26年12月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 試験の日時

平成27年1月27日（火曜日）及び1月28日（水曜日）

2 試験の場所

宮崎市保健所 宮崎市宮崎駅東1丁目6番地2

3 試験科目及び試験時間

種類	試験科目	日程	時間
学科 試験	衛生法規 公衆衛生学及び食品衛生学 （ふぐに関する知識を含む。）	1月27日 （火曜日）	午前10時 から午前 11時まで
実技 試験	ふぐの種類鑑別	1月27日 （火曜日）	午前11時 15分から 正午まで
		1月27日 （火曜日）	午後12時 30分から 午後5時 までのう ち1時間
	解体除毒処理、臓器の鑑別及 び食用適否判断	1月28日 （水曜日）	午前10時 から午後 5時まで のうち約 1時間（

4 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 調理師法（昭和33年法律第147号）の規定により調理師の免許を受けている者又は栄養士法（昭和22年法律第245号）の規定により栄養士の免許を受けている者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者）で、飲食店営業、魚介類販売業、魚介類せり売営業、魚肉ねり製品製造業若しくはそうざい製造業を行う施設、寄宿舎、学校、病院その他の特定多数人に食品を調理加工して供与する施設又は食品等取扱条例（昭和26年宮崎県条例第21号）第3条第2項第1号の製造業の施設のうち、鮮魚介類（生きているものを除く。）及びその製品を取り扱う施設において、調理加工の業務に2年以上従事したことがあり、かつ、現にその業務に従事し、知事が定める講習基準による所定の課程を修めたもの

5 受験手数料

7,000円（宮崎県収入証紙により納付すること。）

6 受験願書の受付期間

平成26年12月8日（月曜日）から12月19日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前9時から午後5時まで）とし、郵送の場合は、12月19日付けの消印のあるものまで有効とする。

7 受験願書の提出先

受験者が業務に従事している営業所又は就業所の所在地（現に業務に従事していない者にあつては、その住所地）を管轄する保健所の長を経由して知事に提出すること。

8 提出書類

- (1) ふぐ処理師試験受験願書 2通
- (2) 4(1)に該当する者は、調理師免許証又は栄養士免許証の写し（提出先の保健所で写しをとるので、原本も提出すること。）
- (3) 4(2)に該当する者は、学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類（卒業証明書、修了証明書、学力に関する証明書又は卒業証書の原本）、施設において2年以上食品の調理加工の業務に従事したことが及び現在その業務に従事していることを証する当該施設の所有者又は管理者の証明書並びに知事が定める講習基準による所定の課程の受講証明書 各2通
- (4) 写真（最近3箇月以内に撮影した正面、脱帽、上半身像で、縦3.5センチメートル、横2.6センチメートルのものであって、裏面に撮影年月日及び氏名を自書したもの） 1葉

- (5) 受験票及び写真票（返信用52円切手を貼付） 1通
- 9 受験票の交付
 受験票は、試験日から1週間前までに郵送で交付する。
- 10 受験者心得
 (1) 試験当日は、試験開始30分前までに試験場に集合すること。
 (2) 持参するもの
 筆記用具、白衣、帽子、マスク、前掛け、包丁（出刃包丁及び刺身包丁）、作業用靴及び手ぬぐい
- 11 その他
 (1) 解体除毒の実技試験用のふぐは、受験者が準備すること。
 (2) 合格発表は、平成27年2月10日（火曜日）とし、合格者の受験番号を各保健所及び県庁ホームページにて掲示する。
 (3) 受験手続その他不明の点は、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管理課（電話0985（26）7077）に問い合わせること。

保安林の平成26年における皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第 249号）第34条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のように定める。

平成26年12月 1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の許容限度 (単位：ヘクタール)
単位区域名	保安林の種類	
北川水かん	水源かん養保安林	579.06
北川土流	土砂流出防備保安林	91.58
北川干害	干害防備保安林	1.56
五ヶ瀬川水かん	水源かん養保安林	2,013.80
五ヶ瀬川土流	土砂流出防備保安林	146.62
五ヶ瀬川干害	干害防備保安林	11.68
五ヶ瀬川保健	保健保安林	5.62
五十鈴川水かん	水源かん養保安林	826.83
五十鈴川土流	土砂流出防備保安林	20.01
五十鈴川干害	干害防備保安林	16.25
五十鈴川保健	保健保安林	0.22
耳川水かん	水源かん養保安林	1,745.79
耳川土流	土砂流出防備保安林	102.05
小丸川上流水かん	水源かん養保安林	204.57
小丸川上流土流	土砂流出防備保安林	47.72
一ツ瀬川水かん	水源かん養保安林	2,851.19
一ツ瀬川土流	土砂流出防備保安林	100.01
一ツ瀬川干害	干害防備保安林	4.30
一ツ瀬川保健	保健保安林	3.60
小丸川下流水かん	水源かん養保安林	810.46
小丸川下流土流	土砂流出防備保安林	25.91
小丸川下流干害	干害防備保安林	1.33
小丸川下流保健	保健保安林	0.24
川内川上流水かん	水源かん養保安林	669.86
川内川上流土流	土砂流出防備保安林	54.47
川内川上流防風	防風保安林	0.46
川内川上流干害	干害防備保安林	23.08
大淀川本流水かん	水源かん養保安林	1,305.12
大淀川本流土流	土砂流出防備保安林	148.32

大淀川本流土崩	土砂崩壊防備保安林	0.00
大淀川本流防風	防風保安林	0.68
大淀川本流干害	干害防備保安林	14.94
大淀川本流保健	保健保安林	5.44
本庄川水かん	水源かん養保安林	1,602.27
本庄川土流	土砂流出防備保安林	11.54
本庄川防風	防風保安林	0.12
本庄川干害	干害防備保安林	2.74
本庄川保健	保健保安林	7.34
大淀川中流水かん	水源かん養保安林	1,181.00
大淀川中流土流	土砂流出防備保安林	61.40
大淀川中流干害	干害防備保安林	0.60
広渡川水かん	水源かん養保安林	598.23
広渡川土流	土砂流出防備保安林	120.01
広渡川干害	干害防備保安林	1.20
広渡川保健	保健保安林	0.28
福島川水かん	水源かん養保安林	262.00
福島川土流	土砂流出防備保安林	13.95
福島川干害	干害防備保安林	3.88

平成26年11月14日に実施した平成26年度砂利採取業務主任者試験の合格者は、次のとおりである。

平成26年12月 1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

合格者なし

宮崎県屋外広告物条例（平成5年宮崎県条例第13号）第34条第 1 項の規定により、屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

平成26年12月 1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 開催の日時
平成27年2月13日（金曜日）午前10時から午後5時まで
- 開催の場所
宮崎市旭1丁目3番6号
宮崎県庁6号館3階 634号室
- 講習科目
 (1) 広告物等に関する法令
 (2) 広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置の方法に関する事項
 (3) 広告物等の施工に関する事項
- 受講の手続
講習会を受講しようとする者は、屋外広告物講習会受講申込書に額面金額 2,200円の宮崎県収入証紙（消印しないもの）と写真（縦5センチメートル、横4センチメートル）を貼り、宮崎県広告美術協同組合（郵便番号 880-0835 宮崎市阿波岐原町前浜4276番地75）に提出すること。
- 受付期間
平成26年12月 8日から平成27年2月 6日まで
- その他
詳細については、宮崎県土整備部都市計画課（電話0985（26）7192）又は宮崎県広告美術協同組合（電話0985（35）3450）に問い合わせること。

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり公示する。

平成26年12月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 随意契約に係る調達件名
道路交法改正に伴う総合運転者管理システム改修委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭1丁目8番28号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年9月25日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社宮崎支店
支店長 今村 美穂
宮崎市広島1丁目18番7号
- 5 随意契約に係る契約金額
31,300,300円（消費税込み。）
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める
政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号該当

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第71号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設として次のとおり指定した。

平成26年12月1日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後藤仁俊

名 称	所 在 地	指定年月日
一般財団法人潤和リハビリティーション振興財団潤和地域包括ケアセンターサービス付き高齢者向け住宅カーサ・アルパセ番館	宮崎市大字小松1133番地	平成26年11月11日
社会福祉法人龍口会 幸せホームあすか	串間市大字西方3676	平成26年11月11日
社会福祉法人康生会 特別養護老人ホーム 水明荘ユニット館	延岡市鯛名町 908番地 1	平成26年11月11日
社会福祉法人三ツ葉会 特別養護老人ホームユニット楓荘	延岡市無鹿町1丁目2031番地5	平成26年11月11日
社会福祉法人コスモス会 特別養護老人ホ	小林市真方5038番地1	平成26年11月11日

ーム陽光の里こもれば		
社会福祉法人敬愛会 ユニット型特別養護老人ホームきりしまの園	小林市野尻町三ヶ野山4336番地74	平成26年11月11日
社会福祉法人信和会 特別養護老人ホーム 幸楽荘花はな館	西都市大字茶臼原字轟 941番地 1	平成26年11月11日
社会福祉法人常緑会 特別養護老人ホーム 三光苑さつき	北諸郡郡三股町大字長田1266番地 1	平成26年11月11日
社会福祉法人弘成会 特別養護老人ホーム しんとみ希望の里2号館	児湯郡新富町大字下富田 629番地 1	平成26年11月11日

宮崎県選挙管理委員会告示第72号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設の指定を次のとおり変更した。

平成26年12月1日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後藤仁俊

名 称	変 更 事 由	新 旧 の 別	変 更 内 容
一般財団法人弘潤会野崎病院	名 称	新	一般財団法人弘潤会野崎病院
		旧	財団法人弘潤会野崎病院
一般社団法人延岡市医師会延岡市医師会病院	名 称	新	一般社団法人延岡市医師会延岡市医師会病院
		旧	社団法人延岡市医師会延岡市医師会病院
医療法人友愛会野尻中央病院	所在地	新	小林市野尻町東麓1176
		旧	小林市野尻町東麓1170
社会医療法人泉和会千代田病院	名 称	新	社会医療法人泉和会千代田病院
		旧	医療法人泉和会千代田病院
	所在地	新	日向市大字日知屋字古田町88番地

		旧	日向市鶴町 2-9-20			旧	都城市安久町5208-1
独立行政法人地域医療機能推進機構宮崎江南病院附属介護老人保健施設	名 称	新	独立行政法人地域医療機能推進機構宮崎江南病院附属介護老人保健施設	都城市高城養護老人ホーム友愛園	名 称	新	都城市高城養護老人ホーム友愛園
		旧	社会保険宮崎江南介護老人保健施設サンビュー宮崎			旧	都城市養護老人ホーム友愛園
一般財団法人潤和リハビリテーション振興財団介護老人保健施設ひむか苑	名 称	新	一般財団法人潤和リハビリテーション振興財団介護老人保健施設ひむか苑	社会福祉法人豊の里特別養護老人ホーム豊望園	所在地	新	都城市安久町4995番1
		旧	財団法人潤和リハビリテーション振興財団介護老人保健施設ひむか苑			旧	都城市下長飯町1640
社会医療法人同心会介護老人保健施設春草苑	名 称	新	社会医療法人同心会介護老人保健施設春草苑	社会福祉法人みのり会養護老人ホーム若葉荘	名 称	新	社会福祉法人みのり会養護老人ホーム若葉荘
		旧	医療法人同心会介護老人保健施設春草苑			旧	延岡市養護老人ホーム若葉荘
社会福祉法人信和会特別養護老人ホーム住之江	名 称	新	社会福祉法人信和会特別養護老人ホーム住之江	社会福祉法人みのり会養護老人ホーム若葉荘	所在地	新	延岡市土々呂町6丁目3028-9
		旧	社会福祉法人宮崎徳寿会特別養護老人ホーム住之江			旧	延岡市若葉町1丁目2734番地
社会福祉法人星空の都特別養護老人ホーム星空の都さどわら	名 称	新	社会福祉法人星空の都特別養護老人ホーム星空の都さどわら	社会福祉法人敬和会養護老人ホーム和幸園	名 称	新	社会福祉法人敬和会養護老人ホーム和幸園
		旧	社会福祉法人一寿会特別養護老人ホーム松見園			旧	日南市養護老人ホーム和幸園
株式会社アイケア介護付有料老人ホームエリシオン薫る坂	名 称	新	株式会社アイケア介護付有料老人ホームエリシオン薫る坂	社会福祉法人敬和会養護老人ホーム和幸園	所在地	新	日南市大字風田3200番地
		旧	株式会社エリシオン宮崎介護付有料老人ホームエリシオン薫る坂			旧	日南市大字平山86番地
社会福祉法人信愛会養護老人ホーム長寿園	所在地	新	宮崎市大字浮田1664番地3	社会福祉法人滝ヶ平福祉会養護老人ホーム恵老園	所在地	新	日南市南郷町津屋野2558番地2
		旧	宮崎市高岡町下倉永 567番地			旧	日南市南郷町津屋野2458-1
社会福祉法人常陽社会福祉事業団養護老人ホーム望峰園	名 称	新	社会福祉法人常陽社会福祉事業団養護老人ホーム望峰園	小林市養護老人ホーム慈敬園	所在地	新	小林市駅南 296番地
		旧	都城市養護老人ホーム望峰園			旧	小林市細野1783番地
社会福祉法人常陽社会福祉事業団養護老人ホーム望峰園	所在地	新	都城市安久町5209-1	社会福祉法人黒潮会特別養護老人ホーム寿楽園	所在地	新	串間市大字西方4341番地1
		旧				旧	串間市大字北方1599番地
				株式会社アイケア介護付有料老人ホームエリシオン聖陵	名 称	新	株式会社アイケア介護付有料老人ホームエリシオン聖陵
						旧	株式会社エリシオン宮崎介護付有料老人ホームエリシオン聖陵
				社会福祉法人善興会障害者支援施設北郷荘	名 称	新	社会福祉法人善興会障害者支援施設北郷荘
						旧	社会福祉法人善興会身体障害

			者療護施設北郷荘
社会福祉法人龍口会障害者支援施設あすか園	名 称	新	社会福祉法人龍口会障害者支援施設あすか園
		旧	身体障害者授産施設あすか園

宮崎県選挙管理委員会告示第73号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票のできる施設の指定を次のとおり取り消した。

平成26年12月1日
宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

名 称	所 在 地	取消年月日
医療法人育心会小村医院	児湯郡新富町大字新田 481番地 1	平成26年11月11日

--	--